

# 平成23年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

## I 法令事務に関する点検

### 1 総会等の開催及び議事録の作製

(1) 総会等の開催日・公開である旨の周知状況

ア 周知している       イ 周知していない又は周知していなかった

周知の方法	・ホームページ ・総会開催日については市役所掲示板における公告
改善措置	・引き続きホームページ等を活用して住民に広く周知していく。
周知していない場合、その理由	

(2) 総会等の議事録の作製

ア 作製している       イ 作製していない又は作製していなかった

作製までに要した期間	・1か月～2か月
改善措置	・委員の署名まで1か月程度はかかるが、ホームページ掲載までの期間短縮を図る。

(3) 議事録の内容

ア 詳細なものを作製している       イ 概要のみで作製している又は作製していた

改善措置	
------	--

(4) 議事録の公表

ア 公表している       イ 公表していない又は公表していなかった

公表の方法	・ホームページ ・事務局に備え付け
改善措置	

## 2 事務に関する点検

### (1) 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数: 212件、うち許可 212件及び不許可 0件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	事前に担当地区委員が申請地の現況及び申請人の経営状況等を調査することとし、その結果をもとに地区委員会で協議を行った。また、市外在住者など担当委員が判断できない案件については、地区委員会へ出席を求め聴き取り調査を行った。			
	是正措置				
総会等での審議	実施状況	地区委員会での協議結果を踏まえ、農地法第3条第2項の判断根拠に沿って農地部会で報告し、他の部会委員からの意見を求め、許可、不許可の決定を行った。			
	是正措置				
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数	212件		
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数	0件		
	是正措置				
審議結果等の公表	実施状況	審議状況(議事録)をホームページに揚げて公開している。			
	是正措置				
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 21 日	処理期間(平均)	日
	是正措置				

### (2) 農地転用に関する事務(意見を付して知事への送付)

(1年間の処理件数: 229 件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	各地区委員会で申請人立会のもと現地調査を行い、事業計画等について詳細に聴き取るとともに転用予定地の周囲の状況を確認し、周辺農地への営農への影響の有無について調査を行った。			
	是正措置				
総会等での審議	実施状況	地区委員会での調査、検討結果をもとに担当委員が農地部会で転用許可基準に照らした判断根拠により報告し、他の部会委員の意見を求め許可相当であるか否かの審議を行った。			
	是正措置				
審議結果等の公表	実施状況	審議状況(議事録)をホームページに揚げて公開している。			
	是正措置				
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 21 日	処理期間(平均)	日
	是正措置				

(3) 農業生産法人からの報告への対応

点検項目	実施状況	
農業生産法人からの報告について	管内の農業生産法人数	34 法人
	うち報告書提出農業生産法人数	11 法人
	うち報告書の督促を行った農業生産法人数	10 法人
	うち督促後に報告書を提出した農業生産法人数	5 法人
	うち報告書を提出しなかった農業生産法人	5 法人
	提出しなかった理由	報告義務に対する認識が薄い。
	対応方針	報告義務について周知徹底を図る。
農業生産法人の状況について	農業生産法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農業生産法人数	0 法人
	対応状況	

(4) 情報の提供等

点検項目	具体的な内容	
賃借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象賃貸借件数 732 件 公表時期 平成23年 4月 情報の提供方法:ホームページ公表及び委員会広報誌掲載
	是正措置	
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数 1,318 件 取りまとめ時期 平成23年 5月 情報の提供方法:市の各種統計へ提供
	是正措置	
農地基本台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積 7,003 ha 整備方法 電算システム データ更新:住基台帳データ年2回、資産税データ年1回ほか随時更新
	是正措置	

## II 法令事務(遊休農地に関する措置)に関する評価

### 1 現状及び課題

現 状 (平成24年3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	7,003ha	130ha	1.86%
課 題	今後も後継者不足、価格低迷等で耕作放棄地の増加が予想される。今後は国県の耕作放棄地解消事業の推進の拡大、また農地法の改正により耕作放棄地の解消に向けた指導強化等が必要である。		

### 2 平成23年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
16 ha	24 ha	150%

### 3 2の目標の達成に向けた活動

活動計画	農地の利用状況調査	調査実施時期	調査員数(実数)	調査結果取りまとめ時期			
		9月～10月	100人	10月～3月			
	調査方法	管内全域を30地区に分け、担当の農業委員と職員とで巡回調査を一誠に実施し、遊休化している農地は、状況を確認し、写真を撮り地図に記録するもの。					
	遊休農地への指導	実施時期:10月～3月					
活動実績	農地の利用状況調査	調査実施時期	調査員数(実数)	調査結果取りまとめ時期			
		9月	103人	9月～3月			
	調査方法	管内全域を30地区に分け、担当の農業委員と職員とで巡回調査を一誠に実施し、遊休化している農地は、状況を確認し、写真を撮り地図に記録した。					
	遊休農地への指導	実施時期:10月～3月					
	指導件数:	759件	指導面積:	81ha	指導対象者:	544人	
	遊休農地である旨の通知	件数:	0件	面積:	0ha	対象者:	0人
	農業上の利用の増進を図るために必要な措置を講ずべきことの勧告	件数:	0件	面積:	0ha	対象者:	0人
その他の取組状況							

### 4 評価

目標に対する評価	耕作放棄地の解消対策として、啓発活動として地域住民にも意識の向上を目的に子どもたちを対象とした農作業体験の実施を行い、また解消活動として農地利用状況調査(農地パトロール)を実施し、耕作放棄地の対象者全員に、今後の農地利用に対する意向調査を実施することにより耕作放棄地の減少が見込める。
活動に対する評価	地域の子どもたちを対象とした収穫体験活動の実施や農地活用サポーターによる農地利用の意向調査を行った結果、耕作放棄地の解消目標を大きく達成することができた。

### Ⅲ 促進等事務に関する評価

#### 1 認定農業者等担い手の育成及び確保

##### (1) 現状及び課題

現 状 (平成24年3月現在)	農家数	5,951戸	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
	うち主業農家	2,614戸	1,080経営	法人	団体
	農業生産法人数	33法人			
課 題	<p>本市農業が、将来にわたり活力を持って発展していくためには、経営感覚あふれた意欲ある農業者が農業生産の相当部分を担い、兼業農家や高齢者等がこれを補完するような農業構造の確立が不可欠である。このため、認定農業者や新規就農者等への支援や新規就農者等への支援や経営の法人化の推進、女性の経営参画促進等の対策を進める必要がある。</p> <p>また、米、麦等の土地利用型部門を中心に、担い手への農用地の利用集積を進める。さらに、水田経営所得安定対策などを活用し、土地利用調整と一体となって農地の効率的利用を行いながら、安定的な経営主体となりえるような地域営農組織への発展を促進する必要がある。</p>				

##### (2) 平成23年度の目標及び実績

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目 標 ①	30 経営	法人	団体
実 績 ②	40 経営	法人	団体
達成状況 (②/①×100)	133%	%	%

##### (3) (2)の目標の達成に向けた活動

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
活動計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地情報の整理</li> <li>・担い手への農地情報の提供</li> <li>・認定農業者への誘導</li> <li>・認定農業者フォーラムへ参加(平成23年度)</li> </ul>		
活動実績	認定農業者フォーラムへの参加(平成24年2月)		

##### (4) 評価

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目標に対する評価	目標は達成することができたが、今後も認定志向農家の掘り起こし、担い手の育成を図る。		
活動に対する評価	目標を上回る実績であったが、さらに活動の強化を図り、目標を高くしてその達成のため取り組んでいく。		

## 2 担い手への農地の利用集積

### (1) 現状及び課題

現 状 (平成24年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	7,003 ha	5,894 ha	84.16%
課 題	担い手への一定規模の面積の集積は出来ているものの、面的な集団化には至っていない現状である。今後は利用権設定の促進と合わせ、経営農地の集団化を図る取り組みが必要である。		

### (2) 平成23年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
80 ha	100 ha	125%

### (3) (2)の目標の達成に向けた活動

活動計画	目標面積達成のため新たな担い手、貸し手の掘り起こしに取り組んでいく。また法改正により創設された農地利用集積円滑化事業が実施団体により開始された。実施団体と連携し事業を活用した担い手への面的集積を図っていく。
活動実績	熊本市農業協同組合が農地利用集積円滑化団体となり、平成22年11月から円滑化事業の活動が開始された。この事業の効果的な実施のため農地情報の提供等、実施団体と連携し、担い手への農地の面的集積に取り組んだ。

### (4) 評価

目標に対する評価	委員による遊休農地の解消の取り組みと同時に、その後の利用関係の調整も図られた。また、農地利用円滑化団体による担い手への集積もあり、目標を上回る実績が得られた。
活動に対する評価	農業委員会から農地利用集積円滑化団体への農地情報の提供等により、事業の効率化が図られた。また、農業委員による新たな担い手の掘り起こしにより目標を上回る実績が得られた。

## 3 違反転用への適正な対応

### (1) 現状及び課題

現 状 (平成24年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)	割合(B/A×100)
	7,003 ha	2.2 ha	0.03%
課 題	対象者の諸事情により、改善の見通しがすぐに立たない事例があるため、引き続き指導・勧告を継続していく必要がある。		

### (2) 平成23年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
0.1ha	0ha	0%

### (3) (2)の目標の達成に向けた活動

活動計画	違反転用に対しては常に注意を払うとともに、発見次第的確な是正を行うよう迅速な対応を心がける。
活動実績	指導に従わない違反者に対しては、再度、地区委員会への出席を求め、再勧告による指導を行った。

### (4) 評価

目標に対する評価	無断転用是正に向け指導を行った結果、農地への復元や申請を行い事後承認として許可に至ったものもあったが、指導・勧告に従わず違法な状態が解消されない事案もあり、是正指導を強化する必要がある。
活動に対する評価	勧告書送付後も指示に従わないものに対しては、県へ報告し連携して指導を行った。しかしながら、対象者の諸事情により、早急な改善の見通しが立たない事例があるため、引き続き指導・勧告を継続していく必要がある。











